

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん

障害者就業・生活支援センターについて

1 センターの開設について

障害者就業・生活支援センターは国の方針に基づき、すべての障がい保健福祉圏域に設置することを目標としていますが、本道の広域分散型の地域特性やサービス見込み量等を考慮し、第6期間中に12カ所を整備することとなっております。

- 令和4年4月1日から東胆振・日高障がい者就業・生活支援センターかけはしを設置し、道内12カ所を整備。

2 第7期北海道障がい福祉計画に向けた検討について

上述のとおり、障害者就業・生活支援センターはすべての障がい保健福祉圏域に設置することを目標としており、第6期計画期間中の開設により、21圏域中11圏域に設置がされたこととなりますが、未だ10圏域が未設置のままとなります。

全国の未設置圏域のおよそ4割近くが北海道にあり、早急に設置に向けた検討が必要となっております。

つきましては、来年度以降の北海道就労支援推進委員会において、第7期計画の策定を視野に令和2年度に「障害者就業・生活支援センターのあり方」で検討した項目について、最新のデータに基づきの検証を行いながら、センターの必要性について検討したいと考えております。

○ 協議事項

◇センターの必要性の検討に必要な事項について

・アンケートの実施

調査対象：各障害者就業・生活支援センター、市町村、相談支援事業所、就労移行支援事業所等

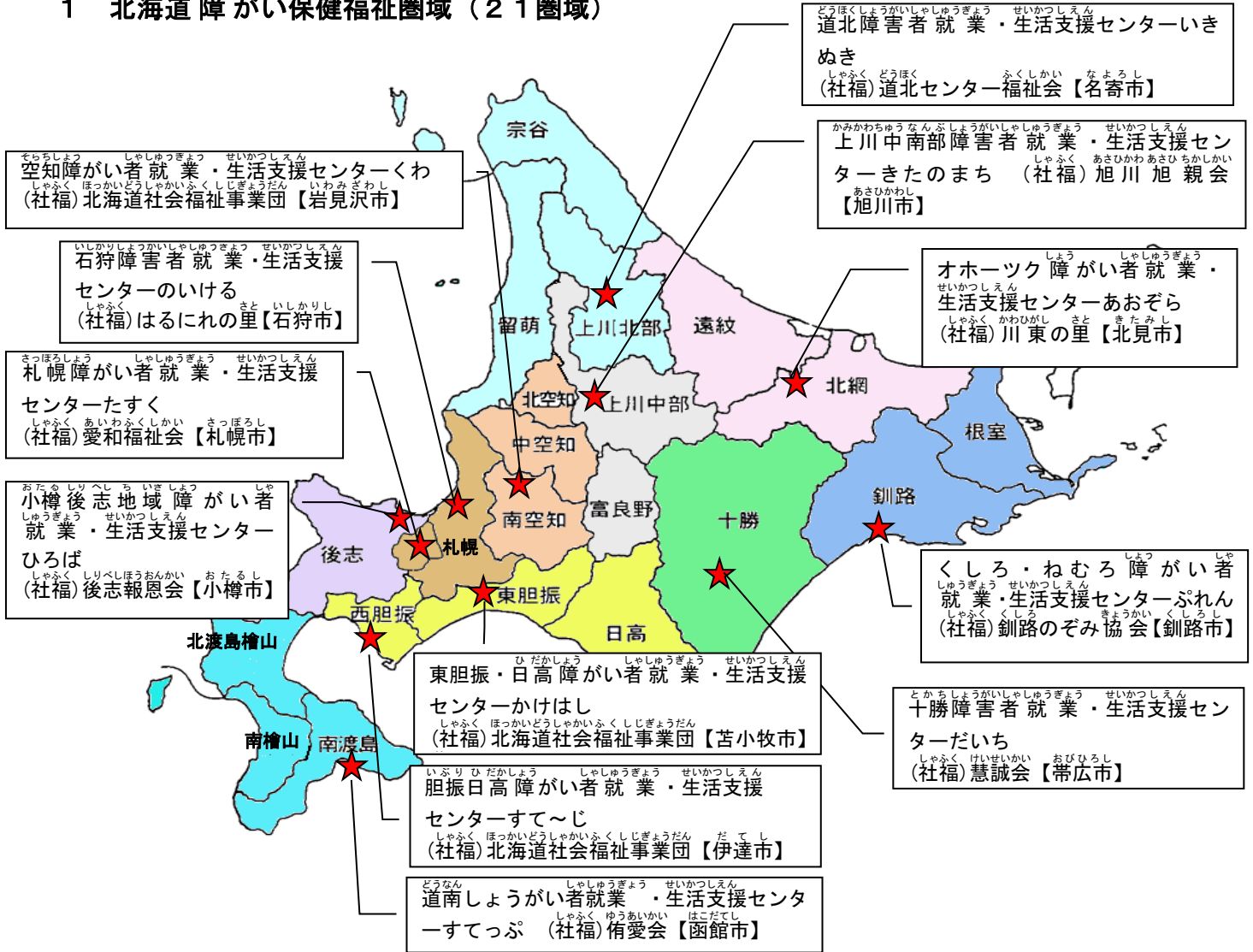
調査項目：令和3年度北海道障がい者就労支援推進委員会にて提示したアンケートに業務一覧を添付。

・アンケート集約後に障害者就業・生活支援センターの在り方を検討

障害保健福祉圏域及び障害者就業・生活支援センター設置状況

(令和4年12月現在)

1 北海道障がい保健福祉圏域（21圏域）



（市町村・相談支援事業所・就労移行支援事業所等用）

障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート調査票

圏域名	市町村・事業所名	担当者名	電話番号	メールアドレス

問1.

貴市町村・事業所がある圏域（※）には、障害者就業・生活支援センター（以下、「センター」という。）が設置されていませんが、それにより、障がい者の就労支援に支障をきたしている点がありますか。

次の中から該当する項目を選んでください。

また、1又は2を回答した場合は、その理由を選択してください。

※ 道が「第5期北海道障がい福祉計画」に定める21か所の障がい保健福祉圏域（北海道医療計画に定める第二次医療圏と同じ）

1. ある 2. ない 3. わからない

回答欄

1を選択した場合の理由（複数回答可。選択した回答欄に「○」と記載。）

- ① 一般就労を希望する障がい者が多いため。
- ② 一般就労支援の専門的ノウハウが乏しいため。
- ③ 一般就労支援以外の業務が多く、突発的な案件に対応できないため。
- ④ 障害福祉サービスの受給決定がされていない方への支援ができないため。
- ⑤ ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではないため。
- ⑥ その他（自由記載）

回答欄（複数回答可）

（自由記載欄）

①	②	③	④	⑤	⑥

2を選択した場合の理由（複数回答可。選択した回答欄に「○」と記載。）

- ① 一般就労を希望する障がい者が少ないため。
- ② 主に他の就労支援機関で対応しているため。
- ③ ハローワークや他の就労支援機関との連携で十分対応できるため。
- ④ 地域の障がい者を雇用する企業等とのネットワークが出来ているため。
- ⑤ これまでに支援に困る事例が発生していないため。
- ⑥ その他（自由記載）

回答欄（複数回答可）

（自由記載欄）

①	②	③	④	⑤	⑥

問2.

現在、センターが設置されていない圏域については、他の圏域のセンターがカバーする体制をとっています。

この点を踏まえ、今後、センターを新たに設置していかうとする場合、どのような観点を優先して設置圏域を検討するべきだと思いますか。

次の中から優先すべき項目を選択してください(回答欄に「選択した数字」を記載。3位まで選択可)。

1. 管内の面積
2. 管内の人口
3. 市町村の数
4. 障がい者人口
5. 企業等の数
6. センターが支援を行うために必要な移動時間
7. 現行のセンターが所管(カバー)している圏域の数
8. 現行のセンターが所管(カバー)している振興局数

回答欄

1位

2位

3位

問3.

現在、センターが設置されていない圏域については、他の圏域のセンターがカバーする体制をとっておりますが、広域のため長時間の移動を強いられているほか、就労を希望する方の障がい種別の変化等もあり、近年は、相談や就労支援に時間を要しているとの意見があります。

また、その他の就労支援機関の数は増加し、圏域の人口が減少している中、センターには、国により一律の活動実績要件や人員配置基準が設定されています。

この点を踏まえ、今後、センターの負担軽減の方法を検討していこうとする場合、どのような方法があればよいと思えますか。

次の中から選択してください(複数回答可。選択した回答欄に「○」と記載)。

- ① 国においてセンターの設置要件を緩和し、小規模センターの設置を認める。
- ② 現行のセンターにサテライト等の設置を推進する。
- ③ 道、市町村、ハローワーク等がセンターの業務の一部代行する。
- ④ 国においてセンターから地域の就労支援事業所等への業務再委託を認める。
- ⑤ センターと地域の就労支援事業所等との連携体制を強化する。
- ⑥ その他(自由記載)

回答欄(複数回答可)

(自由記載欄)

①	②	③	④	⑤	⑥

問4.

障害者就業・生活支援センターの設置・運営について、その他御意見・御要望等がある場合は自由に記載してください。

回答欄

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

(札幌市内障害者就業・生活支援センターあて)

障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート調査票

市町村・ センター名	担当署名	電話番号	メールアドレス

問1.

現在、道内には障害者就業・生活支援センター（以下、「センター」という。）が設置されていない圏域（※）があり、他圏域のセンターがカバーする体制をとっていますが、それにより、障がい者の就労支援に支障をきたしている点はありますか。

次の中から該当する項目を選んでください。

また、1 または 2 を回答した場合は、その理由について記載してください。

※ 道が「第5期北海道障がい福祉計画」に定める21か所の障がい保健福祉圏域（北海道医療計画に定める第二次医療圏と同じ）

1. ある 2. ない 3. わからない

回答欄

1 または 2 を選択した場合の理由

回答欄

問2.

今後、センターを新たに設置していこうとする場合、どのような観点を優先して設置圏域を検討するべきだと思いますか。

次の中から優先すべき項目を選択してください（回答欄に「選択した数字」を記載。3位まで選択可。）

1. 管内の面積 2. 管内の人口 3. 市町村の数 4. 障がい者人口
5. 企業等の数 6. センターが支援を行うために必要な移動時間
7. 現行のセンターが所管（カバー）している圏域の数
8. 現行のセンターが所管（カバー）している振興局数

回答欄

1位

2位

3位

問3.

現在、未設置圏域をカバーしているセンターでは、所管地域が広域のため長時間の

移動を強いられているほか、就労を希望する方の障がい種別の変化等もあり、近年は、相談や就労支援に時間を要しているとの意見があります。

また、その他の就労支援機関の数は増加し、圏域の人口が減少している中、センターには、国により一律の活動実績要件や人員配置基準が設定されています。

この点を踏まえ、今後、センターの負担軽減の方法を検討していこうとする場合、どのような方法があればよいと思いますか。

次の中から選択してください（複数回答可。選択した回答欄に「○」と記載）。

- ① 国においてセンターの設置要件を緩和し、小規模センターの設置を認める。
- ② 現行のセンターにサテライト等の設置を推進する。
- ③ 道、市町村、ハローワーク等がセンターの業務を一部代行する。
- ④ 国においてセンターから地域の就労支援事業所等への業務再委託を認める。
- ⑤ センターと地域の就労支援事業所等との連携体制を強化する。
- ⑥ その他（自由記載）

回答欄（複数回答可）

①	②	③	④	⑤	⑥

（自由記載欄）

問4.

現行の制度では、政令市等の大都市が所在する人口80万人以上の圏域への障害者就業・生活支援センター設置は、最大2か所までしか認められていません。

大都市を含む圏域にも対応した制度の整備等に関して、御意見・御要望等がある場合は自由に記載してください。

回答欄

問5.

障害者就業・生活支援センターの設置・運営について、その他御意見・御要望等がある場合は自由に記載してください。

回答欄

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

(各障害者就業・生活支援センターあて)

障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート調査票

センター名	担当者名	電話番号	メールアドレス

問1.

現在、道内には障害者就業・生活支援センター（以下、「センター」という。）が設置されていない圏域（※）があり、他圏域のセンターがカバーする体制をとっていますが、それにより、障がい者の就労支援に支障をきたしている点がありますか。

次の中から該当する項目を選んでください。

また、1又は2を回答した場合は、その理由について記載してください。

※ 道が「第5期北海道障がい福祉計画」に定める21か所の障がい保健福祉圏域（北海道医療計画に定める第二次医療圏と同じ）

1. ある 2. ない 3. わからない

回答欄

1又は2を選択した場合の理由

回答欄

問2.

今後、センターを新たに設置していこうとする場合、どのような観点を優先して設置圏域を検討するべきだと思いますか。

次の中から優先すべき項目を選択してください（回答欄に「選択した数字」を記載。3位まで選択可。）

1. 管内の面積 2. 管内の人口 3. 市町村の数 4. 障がい者人口
 5. 企業等の数 6. センターが支援を行うために必要な移動時間
 7. 現行のセンターが所管（カバー）している圏域の数
 8. 現行のセンターが所管（カバー）している振興局数

回答欄

1位 2位 3位

--	--	--

問3.

現在、未設置圏域をカバーしているセンターでは、所管地域が広域のため長時間の移動を強いられているほか、就労を希望する方の障がい種別の変化等もあり、近年は、相談や就労支援に時間を要しているとの意見があります。

また、その他の就労支援機関の数は増加し、圏域の人口が減少している中、センターには、国により一律の活動実績要件や人員配置基準が設定されています。

この点を踏まえ、今後、センターの負担軽減の方法を検討していこうとする場合、どのような方法があればよいと思いますか。

次の中から選択してください（複数回答可。選択した回答欄に「○」を記載）。

- ① 国においてセンターの設置要件を緩和し、小規模センターの設置を認める。
- ② 現行のセンターにサテライト等の設置を推進する。
- ③ 道、市町村、ハローワーク等がセンターの業務を一部代行する。
- ④ 国においてセンターから地域の就労支援事業所等への業務再委託を認める。
- ⑤ センターと地域の就労支援事業所等との連携体制を強化する。
- ⑥ その他（自由記載）

回答欄（複数回答可）

③	②	③	④	⑤	⑥

（自由記載欄）

問4.

障害者就業・生活支援センターの設置・運営について、その他御意見・御要望等がある場合は自由に記載してください。

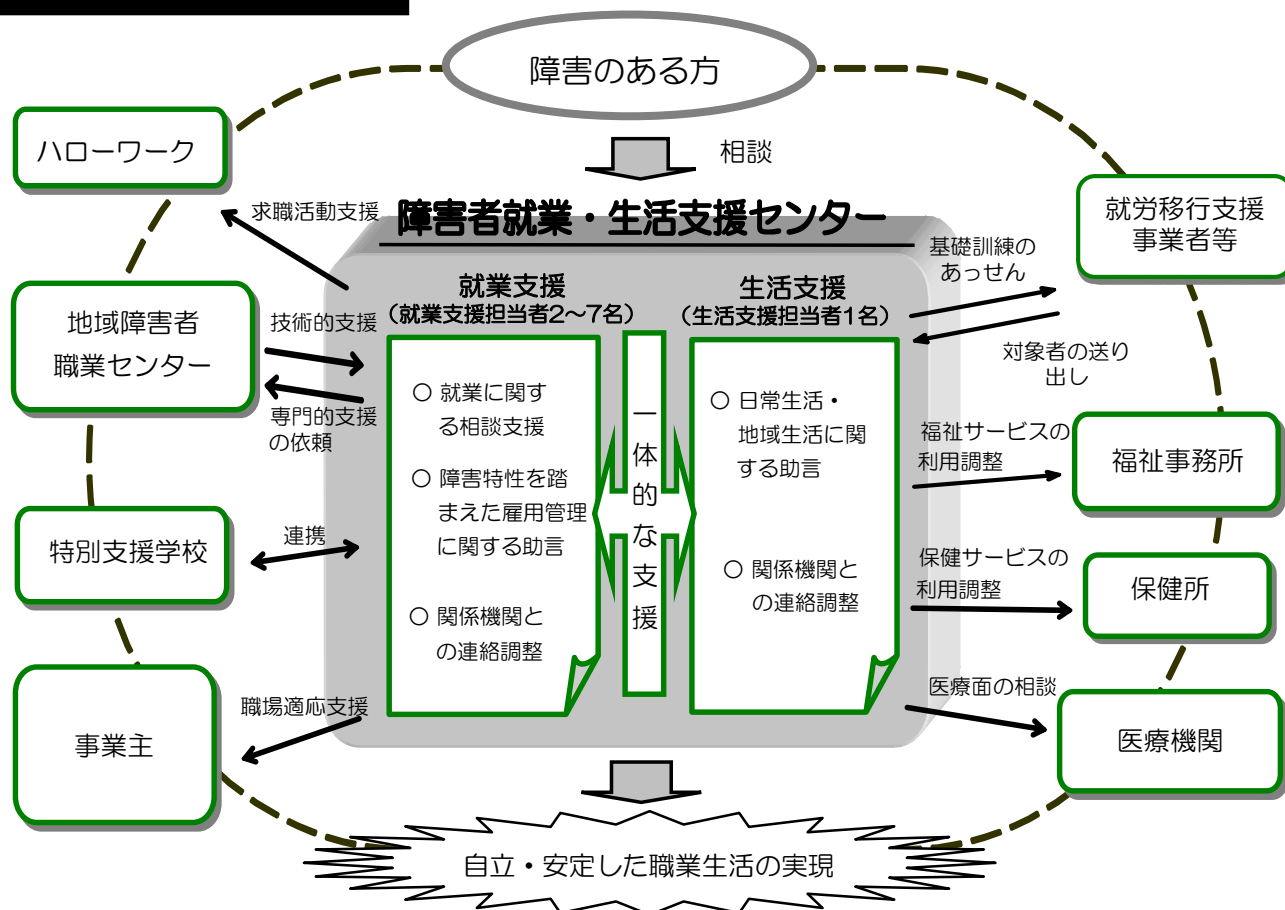
回答欄

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

障害者就業・生活支援センターの概要

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和4年4月現在 338センター）

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

障がい者就労支援企業認証制度について

1 概要

道では、障がい者の多数雇用や障害者就労施設等への製品や作業の優先発注など、障がい者の就労支援に積極的に取り組む企業等を「障がい者就労支援企業」として、知事が認証する。

2 認証実績

(単位：社)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4. 11
新規登録企業数	18	8	25	9	19	32	36
取消企業数	3	2	17	4	8	52	2
登録企業数	170	176	184	189	200	180	214

3 福祉的就労に関する目標

障がい者就労支援企業認証制度における登録企業数については、令和元年度実績189社に対して、第6期障がい福祉計画では213社（直近H29年度～R2年度の年間登録増加企業数の平均値（6社）から設定）を目標値として設定している。

4 目標に向けた取組

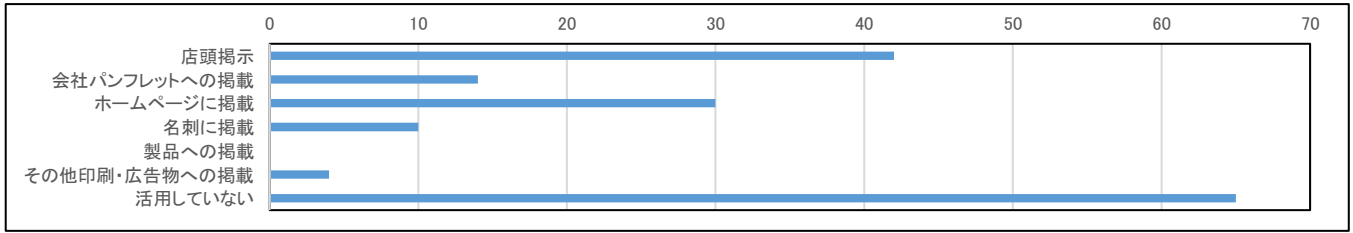
新規登録企業数を伸ばすため、企業等へ制度の周知等、次の取組を実施した。

- 各種会議、セミナー、イベント等での制度の紹介
- 既登録企業へ認証継続を働きかけ
- 障害者雇用率2.7%以上の企業へ制度周知に係る通知を行い、登録の促進
- 登録企業に対してアンケート調査の実施

北海道障がい者就労支援企業認証制度のアンケート結果

アンケート対象企業: 203社 そのうち回答のあった企業: 134社 (回答率 66%)

1 認証マークの活用について、現在行っているものをすべて選んでください(複数回答)



2 認証マーク活用のメリット、デメリットについて感じていることがありましたら記載願います(自由記載: 抜粋)

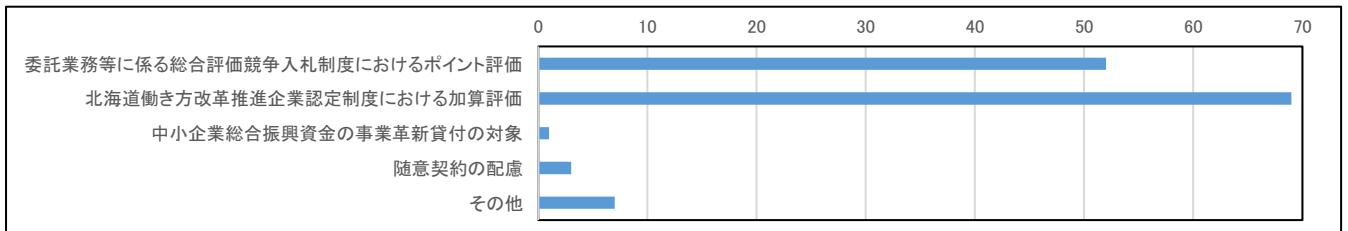
【メリット】

- 総合評価競争入札における加点評価、北海道信用保証協会の「未来につながる地域社会応援保証制度」の対象などメリットが多い。
- 障がい者雇用を積極的に取り組んでいることをアピールできる。
- 来客の目に留まると、話題が就労支援等になることがあり、興味のある方に質問されることも多い。

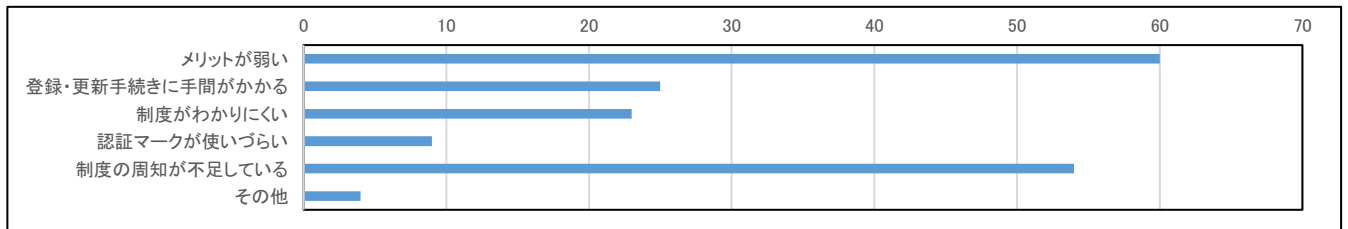
【デメリット】

- 更新が必要で非常に手間である。
- 「北海道働き方改革推進企業認定」と「障がい者就労支援企業認証」と類似しており、マークを2つ掲載する煩雑さがある。
- 認証マークについて、あまり周知されていないため、マークを見ただけではわからない人がいる。

3 登録後に活用した制度内容のうち該当するものをすべて選んでください(複数回答)



4 制度について課題に感じていることをすべて選んでください(複数回答)



5 この制度で「新たに希望する優遇措置案がありましたら記載願います(自由記載: 抜粋)」

- 北海道の入札案件に係る更なる優遇対応(例えば認証企業のみを参加資格とするなど)。
- 採用活動における特典(例えばハローワークなどで上位に表示される、または職員より優先的に勧められるなど)。
- 何らかの税制優遇。
- 年に1度は、随意契約を交わすなどの確約が欲しい。
- 入札では、働き方改革のランクでポイントが付与されるが、障がい者就労支援企業認証でも点数が取れるようになると良い。

6 制度についての改善希望がありましたら記載願います(自由記載: 抜粋)

- 更新手続きをもっと簡略化してもらいたい。更新時期に北海道からの更新案内を頂けるようにしてほしい。
- 税制優遇要件の引き下げ。
- 障がい者就労支援企業で実際に行っている障がい者就労の取組・創意工夫等の事例紹介。
- 本制度をもっと周知することにより、認証マークを見る機会が増え、本制度申請も増加すると考えられるため、更なる周知方法に向けて改善を希望する。市町村への周知も希望する。
- 1年未満の期間契約労働者や20時間未満の短時間労働者などもカウントできるよう対象障がい者の拡大を望みます。

北海道内就労移行支援事業所・就労定着支援事業所について

1 道内の就労移行支援事業所・就労定着支援事業所について

- (1) 就労移行支援事業所・自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

・就労移行支援事業所の現状

平成29年(2017年)4月1日		令和2年(2020年)3月31日		令和4年(2022年)3月31日	
事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
199	2,120	168	1,897	155	1,805

* 利用者数は年度毎の新規利用開始者数(集計は調査に回答のあった事業所のみ)

* 振興局管内別定着支援事業所所在状況

就労移行支援事業所あり(石狩(札幌)・空知・後志・胆振・日高・渡島・上川・宗谷・十勝・オホーツク・釧路・根室)

就労移行支援事業所なし(檜山・留萌)

- 就労移行支援事業所数は減少傾向。事業所所在地に偏りがあり、札幌市及び石狩管内に半数以上を占めている状況。

- (2) 就労定着支援事業所・一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

・就労定着支援事業所の現状

令和元年(2019年)		令和2年(2020年)		令和3年(2021年)	
事業所数	利用者数	事業所数	利用者数	事業所数	利用者数
43	310	49	277	57	246

* 利用者数は年度毎の新規利用開始者数(集計は調査に回答のあった事業所のみ)

* 振興局管内別定着支援事業所所在状況

定着支援事業所あり(石狩(札幌)・空知・後志・胆振・渡島・十勝・オホーツク・釧路)

定着支援事業所なし(日高・檜山・上川・留萌・宗谷・根室)

- 就労定着支援事業所数は増加傾向。事業所所在地に偏りがあり、札幌市及び石狩管内に7割以上を占めている状況。

2 課題

- (1) 就労移行支援事業所から一般就労の目的を達成することにより、利用者が減少するため、新たな利用者の受け入れがなければ収入減となってしまう。

- (2) 就労移行支援事業所は、利用者毎に標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定し、利用定員規模に応じた基本報酬が支給される。就職後6月以上の定着率が高いほど翌年度の基本報酬が高くなる仕組みとなっているが、就職後の6ヶ月間の支援を行う期間は報酬対象外となっている。

2 令和4年度 社会保障審議会障害者部会資料（抜粋）

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」最終報告（令和4年6月13日）

の概要

○論点について

< 障害者の就労支援について >

- ・ 就労アセスメントの手法を活用して本人の就労能力や適性の客観的な評価や就労に当たっての必要な支援や配慮事項の整理を行い、障害者本人がその能力や適性等に合った一般就労や就労系障害福祉サービスの事業所の選択ができることを目指して、必要な支援を行う新たなサービス（「就労選択支援（仮称）」）を創設すべきである。
- ・ 障害者の希望する一般就労の実現に向けて、企業等での働き始めに週10時間～20時間未満程度から段階的に勤務時間を増やしていく場合や休職から復職を目指す場合において、就労系障害福祉サービスの一時的な利用を法令上可能とすべきである。
- ・ 障害者の就労を支えるための雇用・福祉施策の連携強化に向けて、障害者の就労支援に携わる人材の育成、就労定着支援事業の実施主体に障害者就業・生活支援センター事業を行う者を加えること、障害者就業・生活支援センターが専門的見地からの助言等の基幹型機能も担う地域の拠点としての体制の整備の推進、就労継続支援A型の在り方や役割の整理、重度障害者等の職場や通勤における支援の推進を行う必要がある。